

法定後見制度の手続きの流れ

申立て準備



- ・申立人を決めます。本人や配偶者、4親等内の親族、市町村長等が申立てできます。
- ・後見人等候補者を検討します。親族のほか、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職や法人に依頼することもできます。
- *申立書類は家庭裁判所の窓口やホームページから取り寄せできます。

申立て



- ・申立書類一式を揃え、家庭裁判所へ提出します。
*本人の住所地を管轄する家庭裁判所で申立てを行います。
(藤岡市の方は前橋家庭裁判所高崎支部)

調査等



- ・家庭裁判所が申立人や後見人等候補者に面談を行います。
*本人の判断能力について鑑定を行う場合があります。

審判



- ・家庭裁判所が後見人等を選任します。
*後見人等候補者であっても、後見人等に選任されない場合があります。

後見開始



- ・審判が確定し、登記が終了すると後見活動が開始されます。
- ・後見人等は就任後に家庭裁判所へ財産目録、年間収支予定期表、資料等を提出します。

社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会
藤岡成年後見支援センター

【住所】藤岡市藤岡1485番地

【電話】0274-22-5647

【受付】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

ホームページはこちら



成年後見制度のご案内

このような困りごとはありませんか？

悪徳商法が怖い



障害を持つ子供の親亡き後が心配

書類の手続きがわからない



お金のやりくりができなくなってきた

物忘れがあり、通帳を失くしてしまう

高齢者や障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために、成年後見制度の活用についてお手伝いします。



相談窓口

- ◆ 藤岡成年後見支援センター
(藤岡市総合学習センター南棟1階)
- ◆ 藤岡市地域包括支援センター
(市役所福祉会館2階)
- ◆ 藤岡市役所福祉課障害福祉係
(市役所福祉会館1階)

☎ 0274-22-5647

☎ 0274-40-2287

☎ 0274-40-2384

成年後見制度とは？

認知症・知的障害・精神障害などにより、ひとりで判断することが難しい方を法律に基づいて支援する制度です。制度には法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

【法定後見制度】

- 病気や障害によって判断能力が十分でない方が対象
- 申立人が家庭裁判所に申立てを行う
- 後見人等は家庭裁判所が選任する
- 判断能力の程度によって、3つの種類がある

【任意後見制度】

- 判断能力がある方が対象
- 自分で任意後見人(引き受けてくれる人)と代理してほしい内容を決める
- 本人が公証役場で公正証書を作成
- 判断能力が低下した時から効力が発生
- 本人が締結した契約は取り消せない

制度の種類	法定後見制度 (すでに判断能力が低下した方を支援する)		任意後見制度 (将来、判断能力が低下した時に備える)	
呼び方	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
本人の状態	日常の買い物や重要な手続・契約をひとりで行うことが難しい方 	日常の買い物はできるが、重要な手續・契約をひとりで決めることができることが難しい方 	日常の買い物はできるが、重要な手續・契約をひとりで決めることができが心配な方 	判断能力がある方
代理権同意権取消権の範囲	原則としてすべての法律行為	民法13条1項記載のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	本人があらかじめ結んだ契約に基づく援助のみ 同意権・取消権なし

* 法定後見制度における本人の状態はあくまでも目安です。調査・鑑定に基づき家庭裁判所が判断します。

法定後見制度を利用する前に知っておきたいこと

◆後見人等の仕事内容

財産管理

- △ 年金等の収入と必要な支出の管理
- △ 不動産の管理・処分
- △ 不利益な契約の取り消し
- △ 通帳の管理



身上保護

- △ 福祉サービスの利用申請
- △ 入院手続きや医療費の支払い
- △ 施設の入退所に関する契約や費用支払い
- △ 定期的な訪問・面会



◆後見人等の役割に含まれないもの

- △ 日常生活に対する行為(買い物、通院、介護等の事実行為)
- △ 日常的な生活行為(日用品の購入等)の取り消し
- △ 身元保証人・身元引受人
- △ 医療行為に対する同意
- △ 葬儀・埋葬に関する手続き
- △ 本人の利益にならない財産放棄等



◆制度を利用する前の留意点

- ✓ 後見人等が選任されると、原則やめることはできません。
- ✓ 家庭裁判所の判断により、希望する後見人等候補者が選任されない場合があります。
- ✓ 後見人等に、家庭裁判所が定める報酬を支払う必要があります。

◆申立てにかかる費用

- ✓ 診断書
- ✓ 収入印紙
- ✓ 郵便切手
- ✓ 鑑定費用(必要な場合)
- ✓ その他(住民票等発行手数料)

